

定 款

平成14年10月27日 制定
平成15年 3月 1日 一部改定
平成18年 1月15日 一部改定
平成19年 3月 1日 一部改定
平成21年 1月31日 一部改定
平成21年 9月12日 一部改定
平成24年 3月 2日 一部改定
平成28年 5月27日 一部改定

特定非営利活動法人テラス21

特定非営利活動法人 テラス 2 1 定 款

総 則

(名称)

この法人は、特定非営利活動法人テラス 2 1 という。

(事務所)

この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

目的及び事業

(目的)

この法人は、千葉県東葛地域を基盤として、様々な生活支援を願う人と生活支援ができる人に対して、その相互交流を促す各種事業、並びに、福祉、教育、コミュニティ、文化活動など暮らしに関する調査・研究事業を行うことによって、地域コミュニティの再構築と世代間交流を図り、市民が生きがいに満ちた明るく、かつ、活力に富んだ人生を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

まちづくりの推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

環境の保全を図る活動

社会教育の推進を図る活動

前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

居場所作り事業

ユース・サポート事業

ヒューマン・リソース事業

調査・研究事業

地域活性化事業

文化事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

その他の事業

コンサルティング事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うもの

とし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

会 員

(種別)

この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、議決権を有するもの。

(入会)

会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。

代表理事は、前項の入会申込があったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

退会届の提出をしたとき。

本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

除名されたとき。

(退会)

会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

この定款に違反したとき。

この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

役員及び職員

(種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とすることができる。また、理事に対して必要に応じ、専務理事、常務理事の名称を用いることができる。

(選任等)

理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

監事は、次に掲げる職務を行う。

理事の業務執行の状況を監査すること。

この法人の財産の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

総 会

(種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

定款の変更

解散

合併

事業計画及び収支予算並びにその変更

事業報告及び収支決算

役員の選任又は解任、職務及び報酬

入会金及び会費の額
その他運営に関する重要事項

(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、通知は電子メールによって行うこともできる。

(議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は特定非営利活動促進法施行条例第3条の2第1項第1号イ及び2項に規定する電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

開催の日時及び場所

正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

理 事 会

(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

事務局の組織及び運営

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

代表理事が必要と認めたとき。

理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

理事会は、代表理事が招集する。

代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、通知は電子メールによって行うこともできる。

(議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は特定非営利活動促進法施行条例第3条の2第1項第1号イ及び2項に規定する電磁的方法をもって表決することができる。

前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

開催の日時及び場所

理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

資産及び会計

(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された資産

入会金及び会費

寄付金品

財産から生じる収入
事業に伴う収入
その他の収入

(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

総会の決議

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

正会員の欠亡

合併

破産

所轄庁による設立の認証の取消し

前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。

(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

公告の方法

(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

雑 則

(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	渡邊 毅
副理事長	芦崎 敬己
理 事	小田 麻子
同	佐竹 千恵子
同	染谷 正弘
同	伴 火穂
監 事	山田 和一
同	今野 勝利

この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月末日までに開催する定時総会終了の時までとする。

この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	0円、	会費	3,000円
②利用会員	入会金	0円、	会費	500円
③賛助会員	入会金	0円、	会費（1口）	2,000円（何口でも可）

この定款は、当法人の定款に相違ありません。
特定非営利活動法人テラス２１ 理事 小田 麻子

